

コロナ禍の学校外環境教育  
 —ドイツの奉仕義務をめぐる議論を中心に—  
 Out-of-School Environmental Education under COVID-19:  
 Focus on Conscription Debate in Germany

渡部 聡子

WATANABE Satoko

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター

[要約] 本研究は、ボランティア活動を学校外教育と位置づけ、公的な制度として支援してきたドイツにおいて、なぜ今、奉仕義務を課すという議論が活発なのか、その要因を検討し、こうした議論が学校外環境教育に及ぼす影響を考察する。ボランティアが制度化されているドイツにおいて、環境保護や環境教育のために活動するボランティアは、福祉、介護、災害支援などのために活動するボランティアと同様に一定期間、安定した社会的地位を得て活動を継続できる。しかし制度化され、政策に組み込まれているからこそ、ボランティアは教育政策だけではなく安全保障政策、労働政策、福祉政策、移民・難民の統合政策などからも影響を受ける。社会的連帯が強調されるコロナ禍の議論からは、ボランティアによる教育的効果を楽しむ権利を万人に保障すべきという主張と、高い教育的効果があるならば万人に義務付けるべきという主張が混在する現状が示される。

[キーワード] 学校外教育, ボランティア, 市民参加, 奉仕義務, ドイツ

## 1. はじめに

コロナ禍において、学校外環境教育も多くの課題に直面している。環境保護・環境教育のために活動するボランティアを公的に支援してきたドイツでも、様々な影響が観察される。とりわけ本研究が着目するのは、社会的連帯が強調されるなかで、学校外教育としてのボランティアの位置づけに変化が生じつつある点である。直近の議論の動向からは、コロナ禍の影響が対面活動の制限によるものにとどまらず、国家に対抗し、批判するという機能を軸に展開されてきた学校外環境教育としてのボランティアが、個人と社会、個人と国家を結び付ける議論の渦中にあることが示される。

ドイツでは1990年代頃から、市民による自発的な活動（狭義の「ボランティア活動」）、政策提言や投票行動などの「政治参加」、さらにデモなどの抗議行動といった「社会運動」をも含む複合的な概念としての「市民参加

(bürgerschaftliches Engagement)」を政策として促進してきた。なかでも特徴的なのが、「ボランティア制度 (Freiwilligendienste; 直訳「自発的奉仕」)」である。1964年に開始されたこの制度の参加者は、食事、住居、作業着、小遣い、社会保険、研修が保障された状態で原則一年間、活動を継続することができる。参加者数は年間10万人に及び、活動領域も、福祉・介護、環境保護・環境教育、児童・青年教育、スポーツ、芸術、記念碑保護、災害支援など広範に及ぶ。その前提にあるのが、ボランティア活動そのものと、参加者に提供する研修を、若者の学習能力の向上と生涯学習の促進に寄与する学校外教育として位置付ける政策的視座である<sup>1)</sup>。

その一方、ドイツでは1960年代から徴兵制とその代替民間役務(Zivildienst)が存続し、民間役務の従事者に福祉、環境保護、災害支援などのための奉仕活動が義務付けられていた。2011年、連邦議会において、安全保障政

策上の必要性、防衛公平の確保、財政負担の軽減などに基づく超党派的な合意を得て、徴兵制と民間役務の停止が決定された。これにより連邦軍は職業軍人と志願兵から構成される組織となり、同時に、民間役務が担ってきた社会的役割は、連邦が管轄するボランティア制度を新たに導入することで補完されることとなった<sup>2</sup>。

しかし、難民危機や右翼ポピュリズム政党の台頭など、その後のドイツ政治と社会の変化を背景に、徴兵制や民間役務を再開すべきとの議論はたびたび行われてきた。半世紀にわたり並存してきたボランティア制度と民間役務のうち民間役務だけが抜け落ちたことで、自発性と義務の微妙なバランスに変化が生じたと言えよう。従って、兵役ないし奉仕活動の義務づけをめぐる主張は、コロナ禍以前から行われていた。しかし直近の議論は、その法的なハードルの高さにもかかわらず、社会的連帯をキーワードに幅広く容認され、公然と議論されている点に特徴がある。以下ではまず、(1)徴兵制再開、(2)奉仕義務、(3)連邦軍におけるボランティア制度の試行、に分けて現状を整理し、その後、学校外教育としてのボランティアに及ぼす影響を考察する。

## 2. 徴兵制再開をめぐる議論

まず、徴兵制再開と奉仕活動の義務付けは多くの場合、区別して議論されており、連邦軍の兵士を徴兵制再開によって確保する、という主張はほぼ支持されていない。例外的に、右翼ポピュリスト政党として知られる「ドイツのための選択肢 (AfD)」は、2017年の選挙公約でも徴兵制再開を主張しており<sup>3</sup>、2020年11月には「名誉の奉仕 (Ehrendienst<sup>4</sup>)」としての徴兵制を再開すべきとの決議案も提出したが、ほかの政党は反対を明言している。それは、ナチを想起させるような文言のためだけではなく、2011年以前の徴兵制に「戻す」必要がない、という共通認識のためである。専門的な知識と技術を必要とする現代の軍隊

において、徴兵制により人員を確保しても、人的、財政的なコストに見合うだけの防衛政策上の効果が見込めない、という認識は党派を超えて共有されている<sup>5</sup>。

なお2020年7月には、メルケル政権の連立パートナーである社会民主党 (SPD) 所属の軍監察委員 (Wehrbeauftragter<sup>6</sup>)、ヘグル (Eva Högl) が「徴兵制停止は甚大な誤り<sup>7</sup>」とメディアで発言したが、その意図は、連邦軍における極右急進的思想を抑制するところにあった (4. に詳述)。その際も AfD を除く他の政党は賛同せず、SPD 内からも反対が表明されたことから、「昔ながらの」徴兵制を復活させる可能性は低い。

## 3. 奉仕義務をめぐる議論

その一方、病院や介護施設などでの活動を義務付ける「奉仕義務 (Pflichtdienst)」については、政権与党のキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) を中心に議論が活発である。その趣旨は、義務教育修了後の若者に対し一定期間、福祉・介護や災害支援のための奉仕活動を義務付ける、というものである。このテーマは戦後、若者の失業問題や東西の格差などを契機にたびたび主張されてきたが、2011年までは民間役務が存続していたため現実的ではなく、徴兵制停止後も、話題作りと認識されることが多かった。それは、導入に際する法的なハードルがきわめて高いためである。第一に、ナチ時代の反省に基づき、ドイツの憲法に相当する基本法第12条第1項で職業の自由、同第2項で強制労働の禁止が定められている。従って奉仕義務を導入するためには、連邦議会と連邦参議院からそれぞれ3分の2以上の賛成を得て基本法を改正しなければならない。第二に、国際法との整合性も必要である。奉仕義務の法的課題を分析した報告書では、関連する国際法として、EU法、欧州人権条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、国際労働基準が列挙されている<sup>8</sup>。

### 3-1. CDU 新綱領をめぐる

ただ2018年8月、CDU 幹事長（当時）のクランプカレンバウアー（Annegret Kramp-Karrenbauer）が「2020年末に採択予定の新綱領に向けて奉仕義務について議論する<sup>9</sup>」と発言して以来、やや現実味をもって扱われるようになった。その理由は全国で行った黨員との対話のなかで、(1)分断社会への不安と危機感、(2)国民の権利と義務の関係がアンバランスである、との意見が多く聞かれたため、と説明されている。2018年12月の党大会で決議された「CDU 新綱領に向けた12の主要な問い」でも「我々は自由と責任をどのように結びつけるか」、「どうすれば社会のための奉仕を通じて公共心を強化できるか」が記され、広く議論すべきとの姿勢が示された<sup>10</sup>。

しかしこの提案は党内外で懐疑論に直面しており<sup>11</sup>、CDU/CSU 内でも足並みは揃っていない。たとえば CDU 副党首（当時）のラシエット（Armin Laschet）とブフィエ（Volker Bouffier）は、法的なハードルから考えて非現実的との見方を示した<sup>12</sup>。CDU の姉妹政党として政権を支える CSU 副幹事長のハーン（Florian Hahn）も、労働市場で不足しているのは専門家であることや、膨大な導入コストなどを挙げ、必要性を否定した<sup>13</sup>。

緑の党は2018年9月に決議案を提出し、自発的な活動こそが市民社会と民主主義を支える要であり、ボランティア制度の教育の質を向上させ、参加の障壁を下げるための制度改革を進めるべきと強調した<sup>14</sup>。運営に関わる福祉団体や環境保護団体、教会団体なども共同声明を發表し、「(奉仕義務は) 基本的人権と自由と反するだけでなく世代間の公平を損なうものであり、教育・医療・介護分野の問題も解決しない」、従って「ボランティア制度への政治的、財政的支援を強化すべき」と述べた<sup>15</sup>。これらの議論は、パートタイムでもボランティア制度に参加することを認めた2019年5月の法改正として結実している<sup>16</sup>。

### 3-2. コロナ禍における奉仕義務

新綱領をめぐる行われた議論はあくまでも党内部にとどまり、奉仕義務の法的なハードルは高いままである。しかし、奉仕義務を主張すること自体のハードルは下がっており、コロナ禍という非常事態もその傾向を強めた。

たとえば、先のラシエットが州首相を務めるノルトライン・ヴェストファーレン州では2020年3月28日、「州政府が独自の緊急事態を宣言した場合、州は、救急隊員、医療および介護の職業訓練を受けた者に対し、感染症対応を義務付けることができる<sup>17</sup>」、との文言を含む感染症法案が提出された。ただ、「コロナ禍は民主主義や議院内閣制の危機ではない」、「自らの意思で医療や介護に従事する職員もボランティアも脅かす<sup>18</sup>」といった強い批判と、基本法に反する疑いのため、結果的に該当する文言は削除された<sup>19</sup>。

しかし CDU 保守派による「コロナで苦しむ福祉団体を救うため奉仕義務について語る時が来た<sup>20</sup>」との発言や、SPD 共同党首のエスケン（Saskia Esken）による「奉仕義務について議論する準備はある<sup>21</sup>」との発言も報道された。また、福祉団体の多くは反対しているものの、ドイツ赤十字社のように、奉仕義務を「新たな参加形態を促進する議論<sup>22</sup>」と位置づけ、否定しない立場もある。

### 4. 連邦軍の「ボランティア制度」

奉仕義務をめぐる議論が活発に行われていた2020年7月23日、防衛大臣となったクランプカレンバウアーは徴兵制を再開しないと明言し、「連邦軍のボランティア制度」としてモデル計画「祖国防衛のための志願兵

(Freiwilliger Wehrdienst im Heimat-schutz)」を開始すると発表した。「ドイツのための君の一年」をスローガンとするこの計画は、1,000名の予定で2021年4月に開始される。参加者は3か月の軍事訓練を含む計7か月の訓練後、国内の自然災害や事故、「コロナ禍のような危機的状況」のため、6年間に

計5か月、予備役として任務に就く<sup>23</sup>。

活動内容と正式名称から明らかであるように、これは志願兵制の一種でありボランティア制度とは関係がない。海外での任務がなく地域密着型の活動が中心となる点で従来の志願兵と異なるものの、給料の月額（約1,400ユーロ）は同じである。参加者は軍人法第一条第一項の意味における「兵士<sup>24</sup>」であり、兵士と同様の権利と義務を負うのである<sup>25</sup>。従って、法律上もボランティア制度ではない。

それにもかかわらず、連邦軍の広報やメディア報道では「新しいボランティア制度」との記述が頻繁に見られる。それは一つには、医療や介護の現場を救うために奉仕義務を導入すべきという主張と、連邦軍の右傾化を抑制すべきという主張が相互に結び付けられながら展開したためである。

2. ですでに述べたように、ヘグルが徴兵制再開を主張した背景には、連邦軍における人種差別や極右思想への問題意識があった。この問題の対応策には大別して二つの考え方があり、その一つ目は、政治教育の強化である。政治教育では「政治的中立」を保つべきとされていることから、とりわけAfDの台頭以降、人種差別的と受け取れる表現が現実の政治で散見されるようになり、政治教育の現場に混乱が生じた。ドイツ人権研究所のクレマー（Hendrik Cremer）は、こうした萎縮傾向に対し「基本的人権や自由民主主義的な価値観に反する政治的思想は政治的中立の範疇外」にあり、「批判し、否定して構わないし、むしろそうしなければならない」と述べている<sup>26</sup>。

他方、二つ目の考え方が、徴兵制による文民統制の強化である。兵役適齢にある全員が防衛を担うことで連邦軍に「ふつうの市民」の良心を残し、社会からの孤立を防ぐとともに、社会との連帯を強化する、との考え方は根強く残っている。防衛上の必要性がない限り徴兵制の再開は難しいが、こうした社会に根差した連邦軍、という考え方は、奉仕義務

の主張とも結びつく。たとえばブランデンブルク州 CDU 代表シュテュープゲン（Michael Stübgen）は、コロナ禍は「これまでと全く異なる安全上、生存上の危機」であることから社会が連帯して取り組むべきであり、従って奉仕義務にも正当性がある、との主張を展開した<sup>27</sup>。このように一見、無関係に見えるボランティア制度と徴兵制、奉仕義務は、いずれも社会の結束や連帯を志向しているため、結びつけられる場合がある。

無論、志願兵とボランティア制度を結びつけたことへの反発も強い。福祉団体からは、「連邦軍の文脈でボランティア制度の語を用いることを拒否する」との反感が示され、また、ボランティア制度の参加者への「小遣い」が月額数百ユーロに過ぎないことから<sup>28</sup>、「自発的な活動に対する敬意」の不在が批判された<sup>29</sup>。平和団体や人権団体は、軍事訓練を含むにもかかわらず「ボランティア制度」を装っていることは悪質な「おとり広告」であるとして、特に未成年（17歳）も応募できることを強く懸念している<sup>30</sup>。また「祖国防衛」や「ドイツのための君の一年」といったスローガンが極右主義を連想させ、連邦軍の右傾化を防ぐという観点で逆効果、との指摘もある<sup>31</sup>。しかしこうした批判があるにせよ、あくまでも自発性を前提とする志願兵制であり、憲法上の懸念はない。任務の特殊性と規模から考えて、ボランティア制度と競合することも考えにくい。さらに、募集開始後に問い合わせが相次いでいると報じられており、国民の関心も高い<sup>32</sup>。モデル計画後に継続、拡大される可能性は十分にあると言えよう。

## 5. 考察

ここまで、奉仕義務をめぐる直近の議論を概観してきた。最後に、なぜ奉仕義務が支持されているのか、その要因を探るとともに、学校外環境教育としてのボランティアに及ぼす影響を考察する。2020年末に予定されていた CDU 新綱領の採択はコロナの影響を受けて

延期され<sup>33</sup>、2021年に連邦議会選挙も控えているため、議論の先行きは不透明である。ただ少なくとも、奉仕義務を主張すること自体は容認されつつある。2020年夏の世論調査でも約66%が奉仕義務に賛成と報告された。その理由として第一に、半世紀以上にわたりボランティア制度と並存してきた民間役務に対する社会的評価の高さが挙げられる。かつて活動に従事した者の「満足度」は、ボランティア制度で77%、民間役務で73%とほとんど差がない。こうした個人的な経験も加味され、奉仕義務は「若者の人権を強く制限する(33%)」という考えよりも「社会に好影響をもたらす(57%)」という考えが上回っている。しかし18~29歳に限れば奉仕義務の支持は44%にとどまることから<sup>34</sup>、もはや自分には該当しない世代が若い世代に責任と義務を押しつけようとする、という構図も見えてくる。

それではなぜ、奉仕義務の支持者は若者に強制しても構わない、強制しなければならない、と考えるのだろうか。それは、社会に貢献する活動に高い教育的効果があり、社会的連帯を強化すると考えられているためであり、これが、奉仕義務への支持が高い第二の理由として挙げられる。奉仕義務の支持者は、ボランティア制度で検証されてきた教育的効果を理由に、だからこそ全員にさせるべき、と論理を展開する。2019年11月にCDU内で共有された資料でも「なぜ奉仕義務なのか」という問いに対し「現在、すでに自発的に活動している若者には高い社会的能力、責任と義務の自覚、国家や社会との結びつき」があり、「彼らのような層だけではなく、あらゆる社会層」が参加できるようにするため、と説明されている<sup>35</sup>。

ボランティア制度の教育的効果を誰もが享受できるよう制度改革を進める、という、いわば「ボランティア制度に参加する権利<sup>36</sup>」を保障すべきという考え方は、もともとボランティア制度の支援者によって用いられてきた。

「国家は国民に『共同体のための教育』を施す権利を有する<sup>37</sup>」として奉仕活動を義務化したナチ時代の反省に基づき、戦後、とりわけ1960年代頃からは、国家に対する個人の義務としての「奉仕」よりも個人にとっての教育的意義に重点が置かれてきた。結果、環境保護の分野で顕著であるように、参加者自身による意思決定プロセスや、デモなどの抗議行動をも「教育」として支援する独自の発展を遂げたのである。さらに1990年代以降は福祉縮減の目的と結びつけられたこともあり、公的に支援されるべき制度としての政治的合意が形成されてきた。

奉仕義務の支持者が批判するように、ボランティア制度の参加者が高学歴の若者に偏っているのは事実であり<sup>38</sup>、あらゆる社会層が参加できていない点は改善する余地がある。しかし、参加の障壁を下げるための制度改革は少しずつ進められてきた。また、参加「しない」層として、しばしば移民・難民の背景を持つ者が挙げられ、奉仕義務を課すことで価値を共有させ、統合を促すべき、との言説が示すように、移民政策への不満を映し出すポピュリズム的な要素も強いことに注意が必要である。法的なハードルに加え、膨大な人的、財政的コストと公平性の観点から、奉仕義務の導入は徴兵制と同じ程度に非現実的である、という事実からもそのことが窺えよう。

そもそも参加「できない」と「しない」は異なる次元の問題であり、「できない」のであれば、他の政策領域も含めて解決策を探る必要がある。また、「しない」自由の軽視は、政治や社会に対する批判や異議申し立てを「教育」の範疇に含めてきたボランティア制度の位置づけを揺るがすものでもある。このように、コロナ禍の学校外環境教育は、ボランティアの受入れ停止や集会・デモの中止など対面活動の制限による影響だけではなく、奉仕義務をめぐる議論にも直面している。今後もその展開を注視し続ける必要があるだろう。

<sup>1</sup> Gesetz zur Förderung von Jugendfreiwilligendiensten vom 16. Mai 2008 (BGBl. I S. 842).

Gesetz über den Bundesfreiwilligendienst vom 28. April 2011 (BGBl. I S. 687).

<sup>2</sup> 森井裕一, 2012, 「ドイツの安全保障文化の変容—連邦軍と徴兵制をめぐる議論を中心として—」『国際政治』, 167 : 88-101。

<sup>3</sup> Alternative für Deutschland, „Wahlprogramm: Parteitagsbeschluss vom 22.-23.04.2017“, S.19.

<sup>4</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache* 19/24401, 18.11.2020.

<sup>5</sup> Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll* 19/193, S.24397-24410, 20.11.2020.

<sup>6</sup> ドイツの憲法にあたる基本法

(Grundgesetz) 第 45b 条に定める軍に特化した行政統制のための機関である。

Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. Mai 1949 (BGBl. S.1).

<sup>7</sup> *Zeit Online*, „Neue Wehrbeauftragte regt Wiedereinführung der Wehrpflicht an“, 04.07.2020.

<sup>8</sup> Konrad-Adenauer-Stiftung, 2018, „Pflichtdienst für die Gesellschaft? Optionen und Hürden im Verfassungs- und Völkerrecht“, *Analysen und Argumente*, 316 : 1-11.

<sup>9</sup> *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, „Einmal Guttenberg und zurück“, 03.08.2018.

<sup>10</sup> Christlich Demokratische Union Deutschlands (CDU), „Leitfragen zum neuen Grundsatzprogramm: Parteitagsbeschluss vom 7.-8.12. 2018“, S.2.

<sup>11</sup> *Wolfsburger Allgemeine Aller-Zeitung*, „Idee für allgemeine Dienstpflicht stößt auf Skepsis“, 06.08.2018.

<sup>12</sup> *Tagesspiegel*, „Verfassungsbedenken gegen Vorstoß von AKK“, 28.11.2019.

<sup>13</sup> *Mainpost*, „Bedenken gegen Dienstpflicht“, 28.11.2019.

<sup>14</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache* 19/4551, 26.09.2018.

<sup>15</sup> Bundesarbeitskreis Freiwilliges Soziales Jahr, „Stellungnahme verbandlicher Zentralstellen für Freiwilligendienste“, 08.08.2018.

<sup>16</sup> Gesetz zur Einführung einer Teilzeitmöglichkeit in den Jugendfreiwilligendiensten sowie im Bundesfreiwilligendienst für Personen vor Vollendung des 27. Lebensjahres vom 6. Mai 2019 (BGBl. I S. 644).

<sup>17</sup> Landtag Nordrhein-Westfalen, *Drucksache* 17/8920, 28.03.2020, S.11.

<sup>18</sup> Landtag Nordrhein-Westfalen, *Plenarprotokoll* 17/86, 01.04.2020, S.3-32.

<sup>19</sup> Landtag Nordrhein-Westfalen, *Plenarprotokoll* 17/88, 14.04.2020, S.3-10.

<sup>20</sup> Kommunalpolitische Vereinigung der CDU und CSU Deutschlands, „Die Zeit für die

allgemeine Dienstpflicht ist gekommen“, 02.04.2020. <<https://kpv.de/blog/11073/>>

<sup>21</sup> *Welt*, „SPD-Chefin offen für Pflichtjahr im Dienst der Allgemeinheit“, 06.07.2020.

<sup>22</sup> Deutsches Rotes Kreuz, „Brennpunkt Wohlfahrt 04/2020“. <<https://drk-wohlfahrt.de>>

<sup>23</sup> Bundesministerium der Verteidigung, „„Dein Jahr für Deutschland“: Freiwillig die Heimat schützen“, 23.07.2020. <<https://www.bmvg.de>>

<sup>24</sup> Gesetz über die Rechtsstellung der Soldaten (BGBl. I S. 1482).

<sup>25</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache* 19/22674, 17.09.2020, S.7-8.

<sup>26</sup> Cremer, Hendrik, 2020, „Politische Bildung in der Bundeswehr: Zum Umgang mit rassistischen und rechtsextremen Positionen von Parteien“, *Analyse (Deutsches Institut für Menschenrechte)*, 1-21.

<sup>27</sup> *Welt*, „Brandenburgs CDU-Chef für Dienstpflicht im Gesundheitswesen“, 08.07.2020.

<sup>28</sup> 平均月額 (2019 年) は旧西ドイツ地域で約 285 ユーロ, 旧東ドイツ地域で約 238 ユーロと報告されている (Deutscher Bundestag, *Drucksache* 19/22674, a.a.O., S.6.)。

<sup>29</sup> Bundesnetzwerk Bürgerschaftliches Engagement, *Newsletter* Nr.15, 30.07.2020.

<sup>30</sup> *Welt*, „Ein Werbetrick, um gezielt Minderjährige als Soldaten anzuwerben“, 20.09.2020.

<sup>31</sup> *Der Spiegel*, „Linke kritisiert "Heimatschutz"-Begriff für neuen Freiwilligendienst“, 24.07.2020.

<sup>32</sup> *Welt*, „Bundeswehr: Großes Interesse an neuem Freiwilligendienst“, 04.11.2020.

<sup>33</sup> CDU, „Auf dem Weg zu einem neuen Grundsatzprogramm“.

<[www.cdu.de/grundsatzprogramm](http://www.cdu.de/grundsatzprogramm)>

<sup>34</sup> Spreded Research GmbH, August 2020. <<https://www.splendid-research.com/studie-wiedereinfuehrung-wehrpflicht>>

<sup>35</sup> CDU, „Das Deutschlandjahr: Ziele, Debatte, Rechtsfragen“, 29.11.2019.

<sup>36</sup> Simonson, Julia/ Vogel, Claudia/ Tesch-Römer, Clemens (Hrsg.), 2017, *Freiwilliges Engagement in Deutschland: Der Deutsche Freiwilligensurvey 2014*, Springer, S.181.

<sup>37</sup> Krüger, Christine G., 2016, *Dienstethos, Abenteuerlust, Bürgerpflicht: Jugendfreiwilligendienste in Deutschland und Großbritannien im 20. Jahrhundert*, Vandenhoeck & Ruprecht, S.76.

<sup>38</sup> Autorengruppe Bildungsberichterstattung (Hrsg.), 2020, *Bildung in Deutschland 2020. Ein Indikatoren-gestützter Bericht mit einer Analyse zu Bildung in einer digitalisierten Welt*, wbv Publikation, S.130-132 (Tab. D5-4web).